

日本産業衛生学会 東海地方会選挙細則

第1条 日本産業衛生学会（以下本部とする）定款、本部諸規程および東海地方会（以下地方会とする）規約に基づき、地方会会長、本部理事候補者、代議員を選出するために本細則を定める。

第2条 選挙資格・被選挙資格を有する者（選挙人）は本部諸規程の代議員の選任に関する細則第2条※に示された条件を満たす普通会员とする。

※）代議員の選任に関する細則第2条 代議員任期終了年度において、前年度より引き続き正会員であり、かつ7月31日までに会費を全納した正会員は、当該年度の7月31日時点で所属する地方会において選挙権および被選挙権を有する。

（地方会会長の選出）

第3条 地方会会長は、立候補もしくは推薦により作成された会長候補者名簿の中から、選挙人による投票で選出する。

（本部理事候補者の選出）

第4条 地方会から選出する本部理事候補者は、地方会所属の代議員の中から、地方会に所属する代議員の投票により選出する。

2. 地方会から選出する本部理事候補者定数は、本部諸規程の選挙管理委員会に関する細則第7条による。

（代議員の選出と定数）

第5条 代議員は、立候補もしくは推薦により作成された代議員候補者名簿の中から、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県の各県別に選出する。

2. 代議員は、それぞれの県に所属する選挙人の投票により選出する。

3. 県別代議員定数は、本部が定める地方会選出代議員定数（代議員の選任に関する細則第5条に基づく）を原則として各県に所属する選挙人数に比例して配分する。

（監事の選出）

第6条 監事は、立候補又は推薦により作成された監事候補者名簿の中から選挙人の投票により選出する

（地方選挙管理委員会）

第7条 地方会選挙管理委員会は、地方会会長、本部理事候補者、代議員および監事選挙の全般にわたり、公正、民主的に行われるよう管理運営する。

2. 地方会選挙管理委員は、選挙管理委員会に関する細則第2条および地方会規約に基づき地方会会長により委嘱される。

第8条 地方選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会および本部事務局と協力し、以下の事項を行う。

- 1) 選挙人資格の確認
- 2) 立候補及び推薦による各候補者名簿の作成
- 3) 投票のための準備
- 4) 開票作業、当選人の決定
- 5) その他役員・代議員選出における管理運営にあたって必要な事項

付則

1. この細則の改廃は、地方会総会の決定による。
2. この細則は、平成16年3月1日から施行する。
3. この細則は、平成28年7月2日に改正され、その日より施行する。
4. この細則は、平成30年11月24日に改正され、その日より施行する。（第6条追加、第3,7,8条修正）